

火を使用する全ての飲食店に 消火器の設置が必要になります

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災を受けて、これまで消防法で消火器の設置義務のなかった小規模な飲食店にも平成31年10月1日から消火器の設置が義務化されることとなりました。

対象となる飲食店

延べ面積が150㎡未満で、業として飲食物を提供するために、コンロなど火を使用する設備又は器具（IHは除く）を設けた飲食店等。
(延べ面積が150㎡以上の飲食店等は従前から設置義務がありました。)



※次の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油加熱防止装置
- 自動消火装置（火災を感知し消火剤で自動消火するもの）
- その他の危険な状態の発生の防止及び発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置）

注意事項

- ・消火器は「住宅用」以外のものを設置する必要があります。（例：業務用消火器等）
- ・消火器の設置場所には「消火器」と表示した標識が必要です。
- ・消火器の設置義務化後は、6か月ごとに点検を行い、その結果を1年に1回管轄する消防署へ報告する必要があります。

消防用設備等の点検報告について

延べ面積が1,000㎡未満の建物に設置してある蓄圧式消火器（指示圧力計が付いているもの）は、製造年から5年を超えていないものは、資格がなくても点検をすることが可能です。
※加圧式消火器は製造年から3年を超えていないものが対象となります。

蓄圧式消火器の点検方法と点検結果報告書の記載方法等は、消防庁のホームページにある「消火器の点検報告支援パンフレット」をご確認ください。

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/shoukaki_pamphlet.pdf
総務省消防庁HP 消火器の点検報告支援パンフレット

蓄圧式消火器



【お問い合わせ先】

新庄市金沢字中村1279-1

最上広域市町村圏事務組合消防本部

担当：予防課 設備係

TEL：0233-22-7521（代） FAX：0233-22-7523

